

容器包装リサイクルの促進とともに 根本的な発生抑制対策を

国際環境NGO FoE Japan
瀬口 亮子



国際環境NGO FoE Japan

- 世界70カ国に100万人のサポーターを有する国際的な環境団体のネットワーク
Friends of the Earth Internationalの日本メンバーとして1980年に設立。
- 気候変動、エネルギー、森林、開発金融、廃棄物等の環境問題に、グローバルな視野と草の根からの行動で、持続可能な社会をめざして活動を展開。



脱・使い捨て社会プロジェクト

- 廃棄物の削減に関し、特に「発生抑制」の観点から消費者とともに活動
- ファストフード、コーヒーショップチェーンの店内における容器を使い捨てからリユースに転換するよう企業に働きかけ
- ドイツ、韓国における脱・使い捨て政策調査
- 容器包装リサイクル法の改正を求める全国ネットワークに参加



リサイクルの本質的な目的

地球から取り出す資源を最小限に抑え、将来世代ができる限り長くそれらの資源を現世代と分かち合っていくために、一度取り出した資源は最大限有効に活用すること



50年、100年後を見据えた政策を



容器包装リサイクル法の立場と重要性

- 容器包装はすべての国民が日常的に使用、排出するものなので、そのリサイクル法は、国民の日常生活、リサイクル意識に最も影響。その国の環境政策のビジョンが如実に表れる。
- 日本においては、各種リサイクル法の先頭を切ってリサイクル社会の幕を開けた。
- その後の循環型社会形成推進基本法(3R優先順位)、その他リサイクル法(回収事業者責任、消費者負担)等の進化をどう受けるか。



容器包装リサイクル法の評価 ～ 評価される点

- 「一般廃棄物の容積比6割を占める容器包装の資源化により、最終処分場の延命(制定時の最大目的)には一定の効果」
- 事業者の再商品化義務により、自治体の分別収集促進、市民の意識、リサイクル率向上
 - リサイクル費用の一部負担により、事業者による容器の軽量化等の努力
 - 再商品化産業、技術の成長



容器包装リサイクル法の評価 ～ 問題点

「ごみは減っていない」

- リデュース、リユース対策が不十分(リサイクルの優先)
- 費用の相当部分を占める収集費用が自治体負担 = 事業者負担が不十分、消費者負担でなく税負担の不公平
- その他プラ、紙の低回収率
- ただ乗り事業者
- 自治体が収集しない容器は容リ法対象外



容器包装リサイクル法 改正の要点

「環境負荷を小さくすることを最優先に」

- 発生抑制対策も同時平行で
- 収集も事業者責任とし製品価格に上乗せ
= 事業者は一義的負担により循環コスト低減の努力 = 消費者は循環コストを含む商品購入を通じてライフスタイルの見直し = 市民への教育は国の責務
- LCA評価の活用、温暖化防止の観点
- 数値目標、情報公開
- 市民にわかりやすいしくみ(対象、方法、表示)



発生抑制対策も同時平行で

- リデュース、リユースの具体的ななくみづくりが必要(リターナブル容器への支援、使い捨て容器の規制、デポジット、有料化等)
= 経済的インセンティブ導入が必要
- 容リ法だけでなく、他の循環関連法(例えばグリーン購入法)や法律以外の協定も含めて対応



韓国の脱・使い捨て政策

- 日本同様、大量生産・大量消費・大量廃棄社会
- 従来より焼却には反対が根強く埋め立て処分が基本 処分場限界深刻化



- 資源の節約と再活用に関する法律(1992年)
(従量制、一回用品使用・過剰包装規制)
- 一回用品削減のための自発的協約・実践宣言



韓国 一回用品使用規制

- 1995年から「資源の節約と再活用促進に関する法律」に盛り込まれ、実施
- 業種別に規制対象、規制事項を設定
(食堂:一回用皿、コップ、箸等
ホテル:一回用歯ブラシ、シャンプー等
百貨店、スーパー:レジ袋等)

* 一回用品 = 使い捨て品

* 多回用品 = リユース品

 FoE Japan

韓国 一回用品削減のための自発的協約、実践宣言

- ファストフード、コーヒーショップチェーンの自発的協約
(2002年10月締結、2003年1月1日より実施)
= 店内ではリユース、持ち帰り容器デポジット
 - 百貨店、スーパーの自発的実践宣言
(2002年5月締結、6月より実施)
= レジ袋(プラ)50ウォン(デポジット)
- いずれもNGOが事業者と行政の仲立ち

 FoE Japan

国、事業者、市民の協力で

国際的大企業も韓国で世界に先駆けた
脱・使い捨て対策を実施 日本も続こう！



 FoE Japan

容器包装リサイクル法を 「3R促進のしくみ」に

ごみを減らし環境負荷を最小限にしていく
ために

- リデュース、リユースの具体的手法を
- 収集費用も事業者が一義的に負担し製品
価格に含め、税負担から消費者負担に

将来世代のリスクは私たちの手にかかって
いる！

 FoE Japan

韓国ファストフード店における一回用品使用削減のための自発的協約書

今日、利便性だけを追求する販売及び消費形態で一回用品の使用が氾濫し、資源の無駄使いはもろること、我々と子孫が生きて行く大事な生活基盤が深刻に脅かされている。

そのため、ファストフード業界は、生産的で健全な消費文化を定着させるため、資源を節約し、一回用品による廃棄物発生を根本的に減らすよう積極的に参加することを決めた。

このような意志を実現するための努力の一環として、我々ファストフード業界は、店内で使われている一回用品の使用削減と、使用済み一回用品の回収及びリサイクルを促進するため、『一回用品使用削減のための自発的協約書』を次のように締結する。

1. 協約企業は、一回用品の使用を減らすにあたって、その役割が非常に大きく重要であるということ深く認識し、環境を保全していくための実践運動に積極的に参加する。
1. 協約企業は、一回用コップの回収及びリサイクルを促進するためのインセンティブとして、テイクアウトの場合は一回用コップ1個当りの保証金として100ウォンを顧客から預かり、一回用コップを返却した場合は同一金額を払い戻す。
1. 協約企業は、店内で使用される一回用コップなどの一回用品を減らすため、333㎡(100坪)以上の店舗では、使用されている一回用品を多回容器に切り替える。ただし、2003年1月1日以後新設される店舗の場合、多回容器転換対象店舗規模は266㎡(80坪)以上にする。

店舗内面積は契約面積から共有面積を除いたものを指す。

1. 協約企業は、一回用コップのデポジット制実施による収支内訳を定期的(半期に1回)に公開し、その収益金は景品提供などの方法で顧客に還元、または環境保全活動の支援に使う。
1. 一回用コップのデポジット制実施、及び333㎡(100坪)以上の店舗で使用される一回用品を多回容器に切り替える時期は、今年末までに広報、施設の改修などの準備期間を経て2003年1月1日から実施する。
1. 政府は、回収された一回用コップが円滑にリサイクルできるように支援する。

2002. 10. 4

(翻訳: FoE Japan)

韓国百貨店・スーパーの一回用品削減のための自発的実践宣言文

60年代以来、急速に進展してきた産業化は、物質的な豊かさをもたらしたが、大量生産と大量消費が生活基盤として定着し、資源の浪費はもちろんのこと、廃棄物の発生を増加させている。我々は、子孫の生きていく生活基盤を脅かしている。

特に、利便性を追求した消費形態として一回用品の使用が氾濫している。なおのこと狭い国土に多くの人口が住むこの土地を病に侵しているという事実注目し、一回用品による廃棄物発生を根本的に減らすよう、我々流通業界が率先して手本を示す趣旨とし、次の事項を実践することを宣言する。

1. 一回用品削減のため、我々流通業界の役割は非常に大きく重要であるということを深く認識し、環境を保全していくための実践運動に積極的に参加する。
1. 一回用ビニール袋の使用削減のため、ビニール袋の価格を50ウォンとし、施行日は6月1日以前とする。また、袋の外側に価格ならびに払い戻しに対する案内文を表示し、使用された袋がむやみに捨てられないようにする。
1. 一般国民の買い物袋持参の活性化のために、買い物袋持参の顧客に対して現金割引、クーポン券提供、マイレージサービスなどのインセンティブを提供する一方、リサイクルボックス、顧客用包装台の設置などのサービスを提供する。
1. 一回用袋ならびにショッピングバッグの有償販売について、販売代金は消費者に公開し、その収益金は環境関連団体の支援など環境保全に使用されるか、また消費者に還元されるものとする。
1. 合成樹脂包装材の利用を削減し、自然にやさしい包装材を利用して環境汚染を阻止する。商品の再包装を自制し、廃棄物の発生量削減に努力する。

2002.5.3

(翻訳: FoE Japan)